

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内 受給には手続きが必要です

- ▶ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金<u>(1世帯あたり10万円)</u> は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家 計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

三宅村が確認書(または申請書)を受 理後審査し、随時支払います。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度 「住民税均等割が非課税」 の世帯

令和4年1月以降の収入が 減少し「住民税非課税相当」 の収入となった世帯(家計急変世帯)

返送が必要です

申請期限:令和4年10月31日まで

三宅村から対象者に確認書が届きますので、 返送してください。

ただし、既に本給付金を受け取って いる方は対象外です。

【申請書が必要な方は福祉健康課まで】

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限:令和4年9月30日まで

三宅村(申請時点で住民登録のある市区町 村)に申請してください。

【申請書が必要な方は福祉健康課まで】

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I-①令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

(1)世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から三宅村にお住まいの場合

昨年度に対象となる世帯には、三宅村から、給付内容や確認事項が書かれ た確認書を送付しました。



返信期限は、令和4年9月30日までです。

(2)世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合



I-②令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 ※未支給世帯のみ

(1)世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から三宅村にお住まいの場合

対象となる世帯には、三宅村から給付内容や確認事項が書かれた確認書 が届きます。中身を確認して三宅村に**返信してください。**



(2)世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

給付金を受け取るには、申請が必要です。 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、基準日(令和4年6月 1日) 時点でお住まいの市区町村に、ご提出ください。





新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 π 世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水 準以下であること(※2)を指します。 (適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。) (一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(東京都区部の場合) 単身の場合:100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、**甲請が必要**です。 申請書に必要事項を記入して、三宅村に、ご提出ください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、 不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合 は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

住民税非課税世帯等給付金担当

三宅村役場 福祉健康課

5-0902

福祉係

受付時間 平日8:30~17:15

受付時間 9:00~20:00(12/29~1/3を除く)